

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(目的)

第一条 この法律は、北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれて~~いる特殊な事情に鑑み、平成二十八年十一月十六日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動(第二条第五項において「共同経済活動」という。)の進展も踏まえつつ、北方領土問題~~その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、交流等事業の推進、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実、特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とロシア連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2、4 (略)

5) この法律において「特定共同経済活動」とは、共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして主務大臣が定める共同経済活動をいう。

(北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針)

(目的)

第一条 この法律は、北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれて~~いる特殊な事情にかんがみ、北方領土問題~~その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、交流等事業の推進、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とロシア連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2、4 (略)

(新設)

(北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項
- 二 交流等事業の実施に関する事項
- 三 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項
- 四 北方領土隣接地域の振興(特定共同経済活動の円滑な実施のため)の環境整備を含む。以下同じ。)及び住民の生活の安定に関する事項

3・4 (略)

(北方地域元居住者に係る北方領土返還運動の後継者の育成)

第五条の二 (略)

(特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備)

第五条の三 国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な北方領土隣接地域の環境整備に努めるものとする。

(北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画)

第六条 北海道知事は、北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、基本方針に基づき、北方領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項
- 二 交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 国土保全及び水資源開発に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項

第三条 (略)

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項
- 二 交流等事業の実施に関する事項
- 三 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項
- 四 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

3・4 (略)

(北方地域元居住者に係る北方領土返還運動の後継者の育成)

第五条の二 (略)

(新設)

(北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画)

第六条 北海道知事は、北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、基本方針に基づき、北方領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項
- 二 交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 国土保全及び水資源開発に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項

- 五 生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
  - 六 医療の確保に関する事項
  - 七 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項
  - 八 観光の開発に関する事項
  - 九 特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な事項
- 3・4 (略)

(削除)

第九条 国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域の領海において操業する我が国漁業者が置かれている特殊な事情にかんがみ、当該海域における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (北方領土隣接地域振興等基金)
- 第十条 (略)
- 2 北海道が前項の規定により北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、その財源に充てるための資金の一部を北海道に対して補助するものとする。
  - 3 第一項の北方領土隣接地域振興等基金の額は、前項の規定により国から交付を受けた補助金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する額を加算した額を下らないものとする。
  - 4 北海道が第一項の北方領土隣接地域振興等基金を取り崩す場合に

- 五 生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
  - 六 医療の確保に関する事項
  - 七 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項
  - 八 観光の開発に関する事項
  - 九 (新設) 前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な事項
- 3・4 (略)

(財政上の配慮等)

第九条 国は、第七条から前条までに定めるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るために必要な財政上、金融上及び技術上の配慮をしなければならない。

(北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保)

第九条の二 国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域の領海において操業する我が国漁業者が置かれている特殊な事情にかんがみ、当該海域における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (北方領土隣接地域振興等基金)
- 第十条 (略)
- 2 北海道が前項の規定により北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、その財源に充てるための資金の一部を北海道に対して補助するものとする。
  - 3 第一項の北方領土隣接地域振興等基金の額は、前項の規定により国から交付を受けた補助金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する額を加算した額を下らないものとする。
- (新設)

は、その取崩し後の北方領土隣接地域振興等基金の額の五分の四に相当する額を第二項の規定により国から交付を受けた補助金の額とみなして前項の規定を適用する。

(財政上の措置等)

第十条の二 国は、第四条の二から前条までに定めるもののほか、この法律の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならない。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、特定共同経済活動の定めについてには内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣、交流等事業の実施に関する事項については内閣総理大臣及び外務大臣、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項については国土交通大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。

(新設)

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、交流等事業の実施に関する事項については内閣総理大臣及び外務大臣、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項については国土交通大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。